

医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の一部を改正する省令の施行等について＜抜粋＞

7 研修管理委員会等の要件

臨床研修を実施している間、指導医等の研修医の指導に当たる者は、適宜、研修医ごとの研修の進捗状況を把握・評価し、修了基準に不足している部分を補い、あらかじめ定められた研修期間内に臨床研修を修了することができるよう配慮しなければならないこと。

(4) 指導医等

ア 指導医は、常勤の医師であって、研修医に対する指導を行うために必要な経験及び能力を有しているものでなければならないこと。

(ア) 「研修医に対する指導を行うために必要な経験及び能力を有しているもの」とは、原則として、7年以上の臨床経験を有する者であって、臨床研修の基本理念を踏まえた指導を行うことのできる経験及び能力を有しているものをいうものであること。この場合において、臨床経験には臨床研修を行った期間を含めて差し支えないこと。

(イ) 指導医は、臨床研修の基本理念を踏まえた指導方法等に関する講習会を受講していること。



指導医は、指導医講習会の受講が義務化（平成21年4月1日より適用）

＜指導医講習会の例＞

- ・「医学教育者のためのワークショップ」（厚生労働省・文部科学省主催）
- ・「臨床研修指導医養成講習会」（臨床研修協議会主催）
- ・第4回～第23回「熊本大学（医学部附属）病院群臨床研修指導医ワークショップ」（熊大病院主催）

（注）毎年熊本大学医学部で開催されるFDワークショップは該当しません。

・その他、「医師の臨床研修に係る指導医講習会の開催指針」（厚生労働省発表）に即した内容の指導医講習会

※講習会の修了証に厚生労働省医政局長印が押印してあります。